# 令和８年度

# 埼玉県職員採用選考
# （　第２回児童自立支援専門員　）
# 受　験　案　内

**受 付 期 間**　令和　8年11月20日（金）～令和　8年12月17日（木）（当日消印有効）
**任命権者選考**　令和　9年　1月14日（木）
**人事委員会選考**　令和　9年　2月　4日（木）又は　2月　5日（金）のいずれか１日

**１　職　　種**　児童自立支援専門員

**２　採用予定人員**　２人
（欠員の状況等により変更になる場合があります。）

**３　職務内容**　埼玉学園（児童自立支援施設）に勤務し、児童の自立支援に関する業務に従事します。
（採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の勤務課所へ異動になる場合があります。）

**４　採用予定日**　令和９年４月１日
ただし、既に児童自立支援専門員の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。

**５　受験資格**

○　昭和４０年４月２日以降に生まれた人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第８２条に規定する児童自立支援専門員の任用資格を有する人又は令和９年３月３１日までに同任用資格を取得することが見込まれる人。

○　国籍は不問です。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

○　なお、次の（１）又は（２）に該当する人は受験できません。

（１）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容です。）
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（２）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（ただし、心身衰弱を原因とする場合を除く）

○　令和８年７月１６日（木）実施の、埼玉県職員採用選考（児童自立支援専門員）を受験した人は受験できません。

## ６　申　込　手　続

①　申込手続　　本県所定の履歴書（Ａ３ヨコ）、確認書、児童自立支援専門員の資格を有する（又は取得見込みである）旨の証明書を、締め切り日までに郵送又は持参してください。

※必要事項を記入し、写真貼付の上提出してください。

※携帯電話等をお持ちの場合は、併せて記入してください。

※履歴書の様式は以下のＵＲＬからダウンロードすることができます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r8-2jidojiritusiensenmonin.html

②　受付締切　　**令和８年１２月１７日（木）（当日消印有効）**

③　送 付 先　　〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当　田中・岡野　電話048-830-3389

## ７　採　用　選　考

### (1)任命権者による選考

①　期日・場所・合格発表

| 選　　考 | 日　　時 | 場　　所 | 合　格　発　表 |
|---|---|---|---|
| 任命権者選考 | 令和9年1月14日(木) | 埼玉県庁 | 埼玉県庁HPにて発表します。<br>詳細は「8　合格発表」をご確認ください。 |

※集合時間､集合場所は申込者に別途案内します｡(令和8年12月17日以降を予定しています｡)

②　方法及び内容

| 選　　考 | 方　　法 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 任命権者選考 | 人物試験 | 人物及び専門的知識等について､個別面接による試験を行います。 |

注１　公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。
注２　携行品：受験票

### (2)人事委員会による選考（任命権者選考の合格者に対して行います。）

①　期日・場所・合格発表

| 選　　考 | 日　　時 | 場　　所 | 合　格　発　表 |
|---|---|---|---|
| 人事委員会選考 | 令和9年2月4日(木)<br>又は5日(金) | さいたま市内<br>（埼玉県庁周辺を予定） | 埼玉県庁HPにて発表します。<br>詳細は「8　合格発表」をご確認ください。 |

※時間等詳細は、任命権者選考合格発表の際にお知らせします。

②　方法及び内容

| 選　　考 | 方　　法 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 人事委員会選考 | 論文試験 | 文章による表現力、課題に対する理解力、思考力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。 |
| | 人物試験 | 人物について、個別面接による試験を行います。 |

注１　この試験は大学卒業程度により行います。
注２　公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。
注３　携行品：身分証明書、鉛筆（ＨＢ５本程度）、シャープペンシル、消しゴム、昼食・飲み物、腕時計（携帯電話及び計算・通信機能付きの時計は使用不可）

## ８　合格発表

### (1)合格発表の方法

| 合格発表 | 合格発表掲載期間 | 合格者発表方法 |
|---|---|---|
| 任命権者選考<br>合格発表 | 1月27日（水）10時から<br>2月 5日（金）まで | 埼玉県庁ホームページに合格者の受験番号を掲載します。<br>※合否に関する文書での通知は行いません。<br>※電話・メール等での照会には一切応じられません。<br>※合格者発表の期日は変更になる可能性があります。 |
| 人事委員会選考<br>合格発表 | 2月26日（金）10時から<br>3月31日（水）まで | |

### (2)掲載場所

| 任命権者選考<br>合格発表HP | 人事委員会選考<br>合格発表HP |
|---|---|
| | |

※　合格発表は以下のURLからも確認することができます

・任命権者選考　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r8jidojiritusiensenmonin2ninnmei.html

・人事委員会選考　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r8jidojiritusiensenmonin2jinnji.html

## ９　合格から採用まで

①　原則として、令和９年４月１日以降の欠員等に応じて採用されます。

ただし、既に児童自立支援専門員の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。

②　最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあり、補欠合格者は最終合格者の中から採用辞退等があった場合には、採用されることがあります。補欠合格者については、選考結果の通知に記載してお知らせします。

③　児童自立支援専門員の資格を取得見込みの人は、採用時までに任用資格を取得できない場合は採用されません。

④　児童自立支援専門員（以下「対象職種」という。）の内定者は、採用に当たり、令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認（※）が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、対象職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、申込みの際に特定性犯罪の前科の有無を確認します。

また、内定後には任命権者が、所定の方法による犯罪事実確認を行います。この一連の手続きで得た全ての個人情報については、人事委員会及び任命権者において適切に管理し、採用に関する事務の目的に限り使用します。

※採用手続きの過程で、こども性暴力防止法関連システムを通して、国に対してこども

性暴力防止法第33条に定めのある書類等（戸籍抄本等）を提出していただきます。
提出が行われない場合、又は犯罪事実確認の結果、特定性犯罪の前科を有すると認められた場合は、配属先が限られる、若しくは採用されない場合があります。

## １０　給　　与

①　初任給は、約289,200円（地域手当等を含む。）です。
これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準による児童自立支援専門員を養成する学校を卒業後、直ちに採用された場合によるものです。
一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがあります。
※令和９年４月１日時点で年齢が６０歳以上の方の初任給は、経歴に応じて決定された給料月額に１００分の７０を乗じた額に地域手当等を合算した額となります。

②　上記の初任給のほか、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

③　上記は、令和８年４月１日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

## １１　勤務時間、休暇等

①　勤務時間　　変則交代勤務制（４週間を平均して１週間につき３８時間４５分勤務、週休日は４週間について８日）

②　休　　暇　　年間２０日の年次有給休暇（ただし、新規採用職員については、採用月により２０日以内で別に定められています。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、忌引、出産、育児等）等があります。

③　貸付制度　　普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。

④　祝金等　　結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

## １２　埼玉学園の概要

児童福祉法第４４条に規定する児童自立支援施設で、埼玉県が設置・運営している児童福祉施設である。
不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入園させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設である。
●所在地　　〒362-0012 埼玉県上尾市上尾宿2096
●電話番号　048-771-0056 （代表）

## １３　申込場所（埼玉県福祉部福祉政策課(本庁舎１階東側））



## １４　問い合わせ先

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当　田中、岡野
〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１
電話　０４８－８３０－３３８９